

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第51号

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年新潟市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

(新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年新潟市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「31万500円」に改め、同条第2号中「255,240円」を「26万2,530円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に、「301,875円」を「31万500円」に改める。

(新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年新潟市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「36万5,

〇〇〇円」を「37万5,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、第2条の規定による改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第3条の規定による改正後の新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される新潟市議会議員の選挙及び新潟市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された新潟市議会議員の選挙及び新潟市長の選挙については、なお従前の例による。